

## 私道における公共下水道布設の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、水洗化の普及促進を目的として、私道における公共下水道布設の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(私道の定義)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が公共下水道を布設する私道は、公共下水道の布設工事及び維持管理に支障がない道路で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 公共下水道が布設されている公道に両端若しくは一端が接続している道路（以下「接続道路」という。）で、登記簿上の地目が公衆用道路であるもの
- (2) 接続道路で、一部里道等であるがその大部分が私有地であり、現に一般の通行の用に供されているもの
- (3) 接続道路で、管理者が公益上必要であると認めるもの

(布設の要件)

第3条 私道に公共下水道を布設する要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 私道に布設する公共下水道を利用する家屋が、2戸以上あること。
- (2) 私道に布設する公共下水道を利用できる家屋の3分の2以上の家屋が、直ちに排水設備の改造工事を行うことが明らかであること。
- (3) 下関市と私道の所有者との間に使用貸借契約が締結できること。
- (4) 土地に対して権利(地役権、借地権等)を有している関係人の承諾が得られること。
- (5) 私道の所有者が、この基準による公共下水道の布設及び維持管理による私道の使用を承諾していること。
- (6) 私道の所有者が、私道の所有権を第三者に譲渡し、又は当該土地に制限物権その他の権利を設定する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することになる者に、公共下水道布設部分の使用権の存続を受け継がせることについて、私道の所有者から確約が得られること。
- (7) 私道の使用期間は、使用貸借契約締結の日から公共下水道敷としての用

途を廃止するまでとし、使用料が無償であること。

(8) 公共下水道布設後は、公共下水道の維持管理に係る費用以外の費用は、私道の所有者及び公共下水道の利用者が負担すること。

(9) 新たに利用を申し出た者があるときは、正当な理由がない限り接続を拒まないこと。

(申請)

第4条 私道に公共下水道の布設を希望する者（以下「申請者」という。）は、代表者を定め、公共下水道布設申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、申請するものとする。

(1) 公共下水道布設承諾書（様式第2号）

(2) 申請道路の位置図及び土地所有者の区画図（様式第3号）

(3) 申請道路の公図及び登記事項証明書

(4) 申請公共下水道の平面図（様式第4号）

(5) 工事承諾書及び公共下水道布設利用予定者名簿（様式第5号）

(6) 対象建物の登記事項証明書

(7) 土地使用貸借契約書（様式第6号）

(8) 委任状（様式第7号）及び相続関係を証明する書類（戸籍謄本、除籍謄本等）

(9) 土地に対して権利を有する関係人の承諾書（様式第8号）

(通知)

第5条 管理者は、前条の申請があったときは直ちに審査を行い、代表者に公共下水道布設申請承認通知書（様式第9号）又は公共下水道布設申請審査結果通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(維持管理)

第6条 公共下水道の維持管理は、管理者が行うものとする。

2 私道の維持管理については、公共下水道布設後の舗装も含め、私道の所有者が行うものとする。

3 私道の所有者及び公共下水道の利用者は、第1項の管理者が行う維持管理について協力するものとする。

(事情変更)

第7条 私道に布設している公共下水道の廃止、布設替え等変更を必要とする者は、事情変更承認申請書(様式第11号)を速やかに提出して管理者の承認を受けなければならない。

2 前項に定める申請時には、必要に応じ物件設置、寄附採納等の手続きを合わせて行わなければならない。

第8条 前条の規定により公共下水道の廃止、布設替え等変更を必要とする者は、これに要する費用を負担しなければならない。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則(施行期日)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則(施行期日)

この基準は、平成24年1月1日から施行する。

附則

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、この基準による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、この基準による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

## 公共下水道布設申請書

年 月 日

（宛先）下関市上下水道事業管理者

申請代表者

住 所

氏 名（自署）

別紙のとおり公共下水道布設承諾書及び必要書類を添えて公共下水道の布設を申請いたします。

また、本申請により布設した公共下水道施設に他の公共下水道施設を接続することを了承いたします。

記

私道の位置 下関市 町 丁目 番 号  
番地

## 公共下水道布設承諾書

年 月 日

（宛先）下関市上下水道事業管理者

私の所有地に公共下水道を布設すること及び下記の条項について承諾します。

### 記

#### 公共下水道布設に関する条項

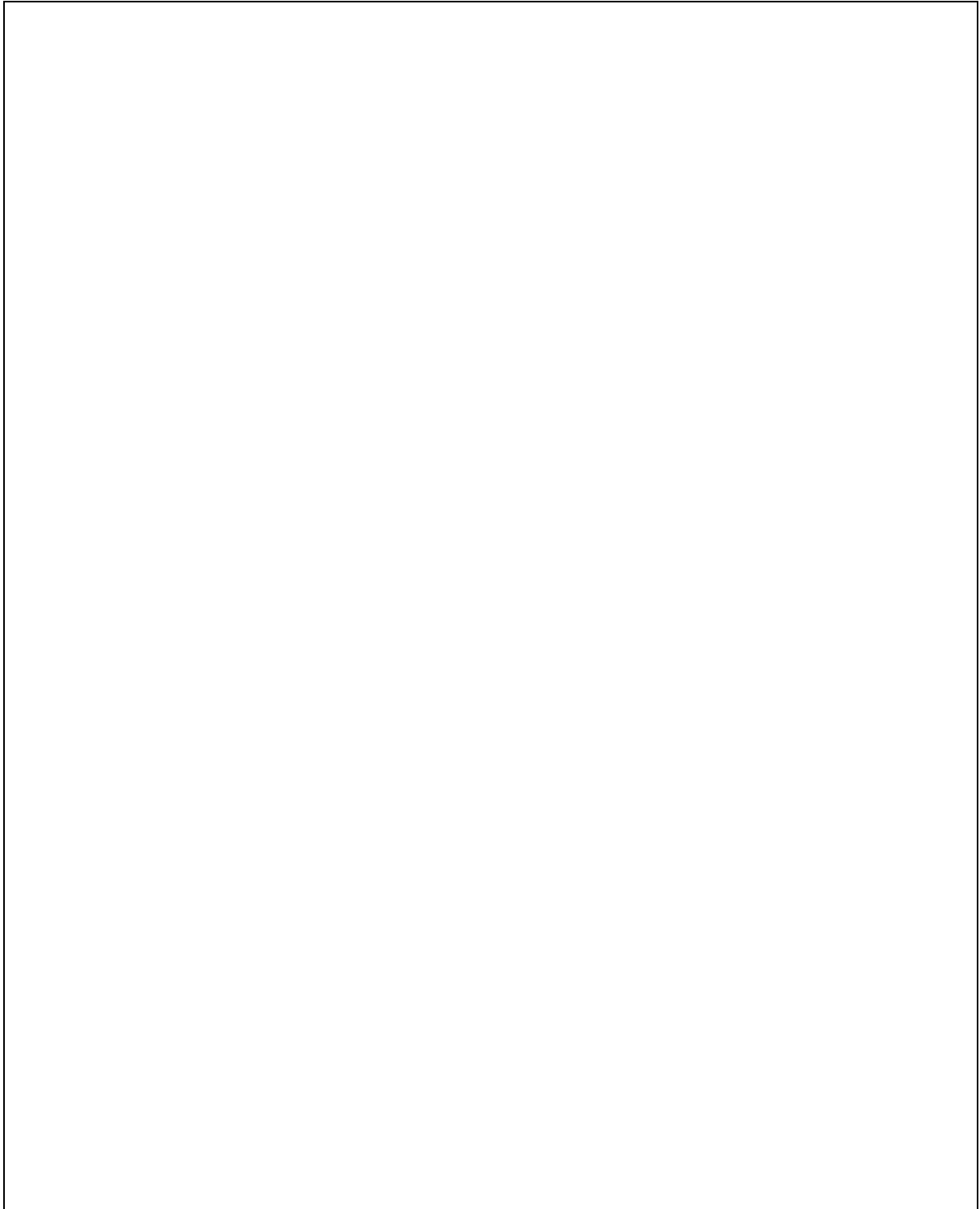
- 1 下関市と当該土地について、様式第6号に規定する内容の使用貸借契約を締結すること。
- 2 公共下水道布設申請により下関市上下水道事業管理者が行う公共下水道の工事並びに工事完成後に行う管路、汚水ます等の増設工事及び維持管理については、協力し異議を述べないものとする。
- 3 上記公共下水道に支障が生じた場合に、承諾なしに掘削等を行うことを了承すること。
- 4 下記土地（私道部分）への公共下水道布設に関する諸手続きについて、公共下水道布設申請書に記載する申請代表者に委任すること。

土地の表示	土地所有者 住 所	土地所有者 氏 名	図面对照 番号

※土地所有者ご本人が署名をしてください。

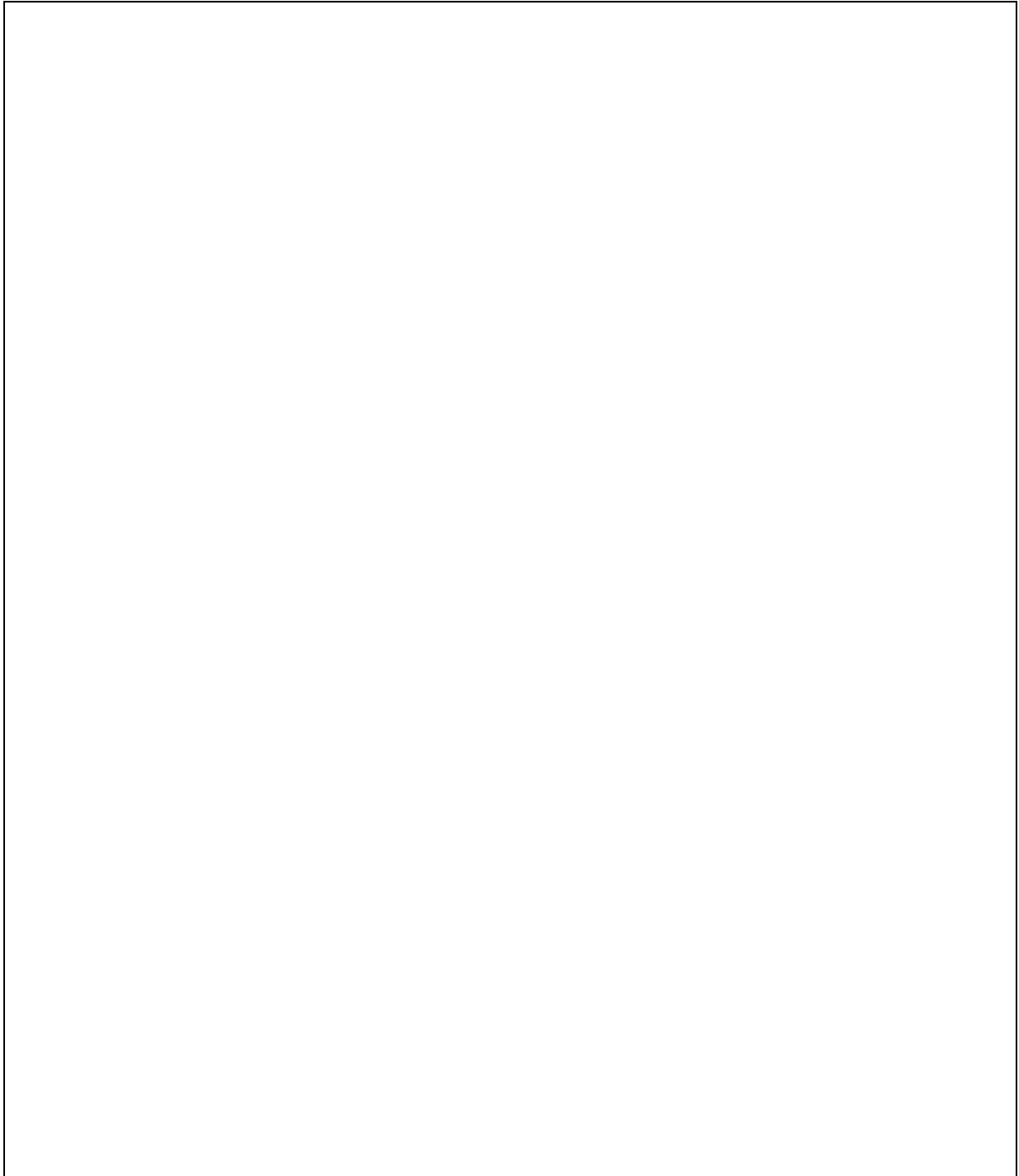
様式第3号（第4条関係）

申請道路の位置図及び土地所有者の区画図



- 1 様式第2号の図面对照番号と同一の番号を土地所有者区画図に記入すること。
- 2 申請道路の公図及び登記事項証明書を添付すること。

申請公共下水道の平面図



- 1 公共と私道の区別を記入すること。
- 2 道路幅員、管渠布設延長を記入すること。
- 3 各戸の氏名を記入すること。
- 4 便所、台所、風呂場等を記入すること。
- 5 道路形態のわかる写真(起点・中間点・最終点の 3 枚)を添付すること。

様式第5号（第4条関係）

工事承諾書及び公共下水道布設利用予定者名簿

（宛先）下関市上下水道事業管理者

私は、下記の事項を承諾し、公共下水道を利用します。

記

- 1 早期完成のため、工事施工に協力すること。
- 2 工事完了後、私道における公共下水道布設の取扱基準第3条第2項の規定に基づき、直ちに排水設備の改造工事を行うこと。

住 所	氏 名	平 面 図 対 照 番 号	摘 要

対象建物の登記事項証明書を添付すること。

※ご本人が署名をしてください。



## 土地 使用 貸借 契約 書

下関市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
は、乙所有の土地の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、下記表示の乙所有の土地（以下「土地」という。）を、公共下水道布設用地として、甲に無償で使用させるものとする。

土地の表示	地目	位置

第2条 土地の使用貸借期間は、本契約締結の日から公共下水道敷としての用途を廃止するまでとする。

第3条 乙が、土地の所有権を第三者に譲渡し、又は土地について制限物権その他の権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合には、乙は、譲受人その他新たに権利を取得する者に対し、この契約に基づく乙の義務を承継させ、及び甲の権利を承認させ、甲の権利の行使に支障を生ぜしめてはならない。

2 乙が前項の譲渡又は新たな権利を設定しようとするときは、甲の書面による承諾を得て行わなければならない。

第4条 乙は、土地を公共下水道布設用地としての限度で使用するものとする。  
ただし、当該土地の上に工作物の建築等を行ってはならない。

第5条 乙の都合により公共下水道の廃止や布設替えを必要とするときは、乙は、甲に事情変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

2 前項の規定による公共下水道の廃止、布設替え等変更に必要な費用は乙の負担とする。

第6条 公共下水道の維持管理は甲が行う。乙は、甲の行う維持管理に協力する。ただし、道路面を含めた土地の維持管理については、乙が行う。

第7条 甲が行う公共下水道の工事及び公共下水道の維持管理並びに甲が行う

汚水ますの増設工事等について、乙は、異議を述べないものとする。

第8条 乙が、この契約に違反し、甲に損害を与えたときは、甲は、乙に対し損害賠償を求めることができる。

第9条 土地の公租公課は、乙の負担とする。

第10条 この契約に記載のない事項その他この契約に疑義がある事項は、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 下関市  
下関市上下水道事業管理者  
上下水道局長 印

乙 住 所  
氏 名 印

様式第7号（第4条関係）

委 任 状

私は代表相続人 \_\_\_\_\_ に次の権限を委任します。

委 任 事 項

下関市と代表相続人が下記土地の私道に公共下水道を布設するための土地使用貸借契約を締結することについて

記

土地の表示 \_\_\_\_\_

年 月 日

住 所

氏 名（自署）

様式第8号（第4条関係）

承 諾 書

（宛先）下関市上下水道事業管理者

住 所

氏 名（自署）

電 話

私が権利を設定している土地について、下関市と土地所有者が下記内容の使用貸借契約を締結することについて、土地権利者として承諾します。

年 月 日

記

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| 1. 使用貸借契約の目的   | 公共下水道の施設存置のため               |
| 2. 使用貸借契約の範囲   | 表示の土地                       |
| 3. 使用貸借契約の存続期間 | 契約締結の日から公共下水道敷としての用途を廃止するまで |
| 4. 地 代         | 無償                          |
| 5. 土地の表示       |                             |
| 地 目            |                             |
| 所 有 者          |                             |

様式第9号（第5条関係）

公共下水道布設申請承認通知書

第 号  
年 月 日

申請代表者

様

下関市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のありました公共下水道布設申請につきまして承認することとなりましたので通知いたします。

申請時に提出いただいた土地使用貸借契約書につきましては、後日、土地所有者様へ送付いたします。

また、工事施行時期等については、工事施行業者決定後、速やかに申請代表者様へご連絡いたしますので、本工事に関する調査及び工事施工について、ご協力いただきますよう関係者の皆様への周知をお願いいたします。

（連絡先）  
下関市上下水道局

担当者  
電話：

様式第10号（第5条関係）

公共下水道布設申請審査結果通知書

第 号  
年 月 日

申請代表者

様

下関市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のありました公共下水道布設申請につきまして、審査の結果下記の理由により不承認となりましたので通知いたします。

なお、本結果につきまして申請代表者様から各申請者様に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

理 由

（連絡先）  
下関市上下水道局  
  
担当者  
電話：

様式第11号（第7条関係）

## 事情変更承認申請書

年 月 日

（宛先）下関市上下水道事業管理者

住 所  
氏 名（自署）  
電 話（ ） ー

事情変更のため、下記公共下水道を（廃止・布設替え・その他（ ））  
しますので、関係人全員の同意書を添付して申請します。

### 記

1. 公共下水道の位置
2. 公共下水道の延長
3. 事情変更の理由
  
4. その他関係書類
  - ①公図（写し）
  - ②登記事項証明書
  - ③その他、必要な書類

